重要事項説明書（居宅介護支援）

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人　敬愛会
事業者の所在地	福岡県古賀市新原８４０
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長　猿渡雅美
電話番号	０９２－９４２－６０００
指定年月日	平成11年9月1日
指定番号	4073600019

2. 御利用の事業所

事業者の名称	みどり苑ケアプランステーション
事業者の所在地	福岡県古賀市新原８４０
管理者氏名	大久保康裕
電話番号	０９２－９４２－０１１０
ＦＡＸ番号	０９２－９４２－０６６５
指定番号	4073600019

3. 当事業所であわせて実施する事業

事業者の種類	福岡県知事の指定年月日	指定番号	利用定数
介護老人福祉施設	平成12年2月1日	4073600118	50名
介護老人福祉施設（ユニット型）	平成25年9月1日	4073600803	40名
	平成29年9月1日	4073301642	50名
短期入所生活介護	平成12年2月1日	4073600118	
介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日	4073600118	計20名
ユニット型短期入所生活介護	平成25年9月1日	4073600795	定員空床
短期入所生活介護	平成29年9月1日	4073301634	10名
通所介護	平成12年2月1日	4073600100	
介護予防通所介護	平成18年4月1日	4073600100	計40名

4. 事業所の運営方針

要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅内において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようサービスの提供を行う。

5. 利用される居宅サービス事業所

利用される居宅サービス事業所等については複数の事業所の紹介を求めることが出来ます。またサービスを開始された後も居宅サービス計画書に位置付けた居宅サービス事業所を紹介、選んだ理由を求めることが出来ます。

6. 事業所の職員体制

	資格	勤務形態
管理者（主任介護支援専門員）	社会福祉士	1名（常勤・兼務）
介　護　支　援　専　門　員	介護福祉士	1名（常勤・専従）
介　護　支　援　専　門　員	介護福祉士	1名（常勤・専従）

7. 営業日・時間

月曜日～土曜日までの9：00から17：00
（12月31日～1月3日は除く）
上記に関わらず24時間電話受付可能です。

8. 利用料

利用料は要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されます。保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額を頂き、当事業所よりサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市町村の担当窓口に提出されますと全額払い戻しを受けられます。

要介護1・2　1，086単位　　要介護3・4・5　1，411単位

当事業所は特定事業所加算Ⅲの指定を受け算定します（323単位加算。利用料と同様に介護保険から全額給付されます）。その他初回加算300単位、入院時情報連携加算Ⅰ・250単位,Ⅱ・200単位、退院・退所加算450～900単位、通院時情報連携加算50単位、緊急時等居宅カンファレンス加算200単位,ターミナルケアマネジメント加算400単位、特定事業所医療介護連携加算125単位を算定する場合があります。
高齢者虐待防止措置未実施の場合1単位、業務継続計画未策定の場合1単位、当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住される方、又は1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住される方に居宅介護支援を行った場合は5単位減算し、地域区分の適用により10，21円を乗じた金額を保険者に請求致します。

古賀市内を訪問させて頂いた場合の交通費は無料です。
居宅サービスの利用がない月は上記の請求は致しません。

9. 解約料

サービス提供のキャンセルまたは解約の場合にもキャンセル料等は必要ありません。

10. 事故発生時の対応

居宅介護支援サービスを提供するに当たり事故が発生した場合、直ちにご家族、保険者、医療機関等必要な関係機関に報告して適切に対処します。

11. 入院、入所時の対応

医療機関へ入院、介護保険施設等へ入所された場合、担当する介護支援専門員の氏名、事業所名をお伝え下さい。身体状況、利用されていたサービス等必要な情報を提供致します。

12. 居宅介護計画書の交付

担当する介護支援専門員が作成した居宅サービス計画書はサービスを提供する事業所にも交付致します。それ以外にも訪問看護、通所リハビリテーション等医療系サービスの利用を希望される場合等は主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等にも交付致します。

13. 主治の医師等への情報提供

介護支援専門員による状況確認、訪問介護事業所、通所介護事業所等からの情報提供により口腔に関する問題、服薬状況等把握した点については主治の医師等に報告致します。

14. 特定相談支援事業者との連携

障害福祉サービスを利用してきた方が介護保険サービスを利用する場合等においては、障害者福祉制度の相談支援専門員と密接に連携を図るよう努めます。

15. 虐待防止について

ご利用者、ご家族の人権の擁護・虐待防止のために以下の通り必要な措置を講じます。

・定期的な内部研修の実施、外部研修にも参加し、職員の人権意識や知識の向上に努めます。

・自宅訪問等により虐待（身体的虐待、介護放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待)を確認、若しくは疑われる場合には速やかに市町村に報告致します。

16. 身体的拘束等について

利用者又はその他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、必要に応じて開示致します。

17. 事業の継続について

自然災害事業継続計画、感染症事業継続計画を策定し、それに基づき支援が継続出来るよう努めます。

16. 苦情等申し立て先

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を受け付けます。苦情受付担当者は苦情を受け付けた場合、苦情解決責任者、必要に応じて第三者委員に報告します。第三者委員は、内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。その後苦情解決責任者は苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際苦情申し出人は第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。

苦情受付担当者	大久保康裕（管理者）	苦情解決責任者　緒方宏幸（施設長）
電話番号	092－942－0110	092－942－6000
FAX番号	092－942－0665	092－942－0600

当事業所以外に市町村の担当窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

古賀市健康介護課	住所	古賀市庄205番地
	電話番号	092－942－1144
	FAX番号	092－942－1154
福岡県国民健康保険団体連合会	住所	福岡市博多区吉塚本町13番47号
	電話番号	092－642－7859
	FAX番号	092－642－7857

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　所 在 地　福岡県古賀市新原840

名　　称　社会福祉法人　敬愛会

理 事 長　　猿 渡 雅 美　　印

説明者　所　　属　みどり苑ケアプランステーション

氏　　名　嶽　友　季　　印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者　住所

氏名　　印

署名代行者　住所

氏名　　印

利用者との続柄